

1 生産緑地地区制度

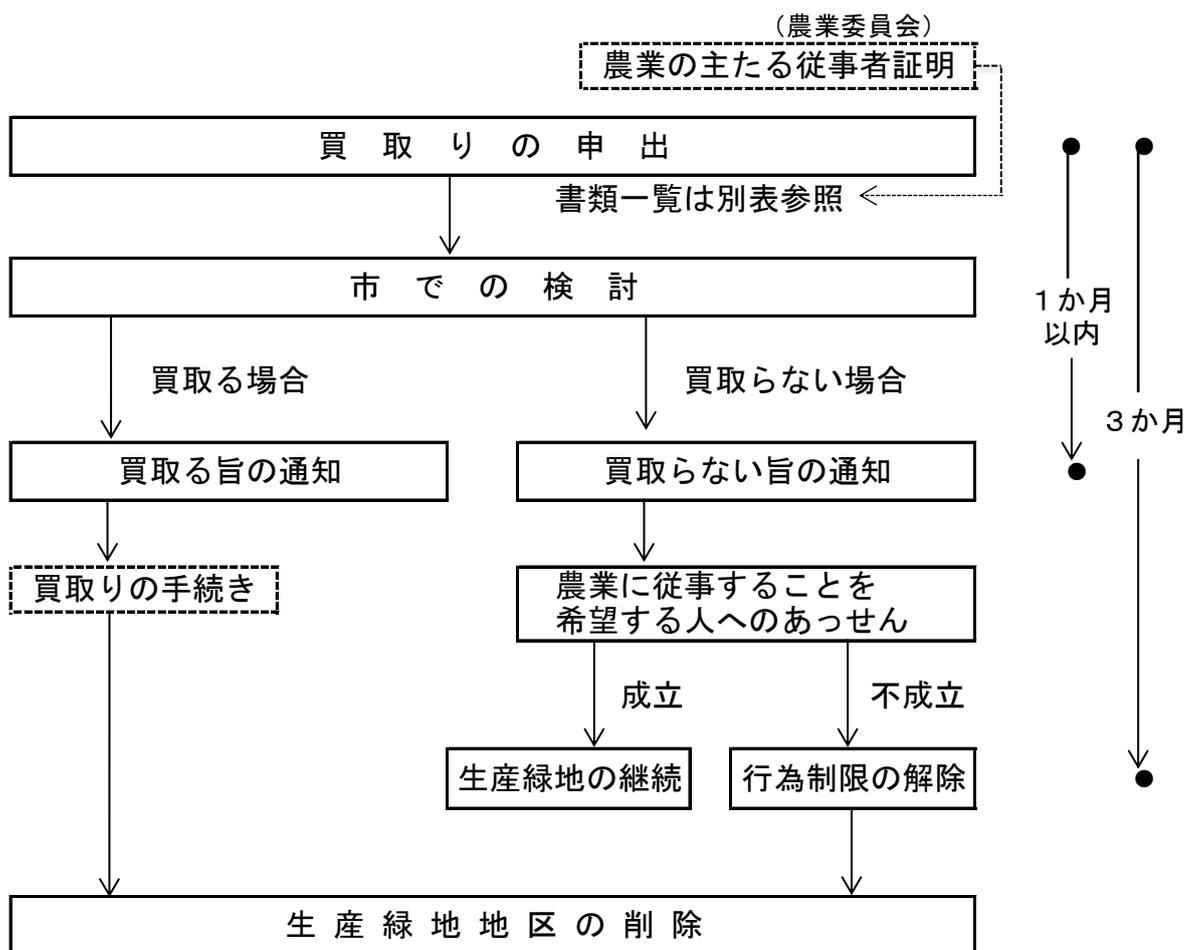
生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画上の制度です。  
 生産緑地地区では、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が規制されています。

2 買取りの申出（生産緑地法第10条）

土地の所有者は、次のような理由がある場合、市長に対して買取りの申出を行うことができます。

- ① 生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき
- ② 農業の主たる従事者が死亡、あるいは農業に従事することを不可能とさせる故障に至ったとき

[買取申出の手続き流れ]



別表 買取申出書類一覧

1	生産緑地買取申出書	申出者は、土地所有者全員を記入してください。 印鑑は実印を押してください。
2	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書	農業委員会で発行を受けてください。 (生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明)
3	印鑑登録証明書【原本】	申出者全員の証明書を用意してください。
4	案内図	買取りの申出を行う生産緑地の位置を地図に示してください。
5	公図【原本】	買取りの申出を行う生産緑地の区域を示し、地番の一部の場合は実測図を添付してください。
6	委任状	代理人を立てた場合に添付してください。
7	土地登記全部事項証明書【原本】	買取申出を行う地番全てを用意してください。 所有する生産緑地の一部で買取申出を行い、継続する生産緑地の面積が変更となる場合は、継続し変更する部分の登記事項証明書も添付してください。
8	相続人を確認できる書類	相続協議中の場合は、次の書類を添付してください。 ・遺産分割協議書【写し】 ・被相続人の除籍謄本【原本】 ・戸籍謄本【原本】 ・相続人が多数の場合は相続関係説明図など

[問合せ先]

府中市都市整備部公園緑地課

緑化推進係 TEL. 042-335-4313(直通)